

十勝さらべつむら

スマート一次産業
イノベーション特区

(研究拠点を活用した農林水産業IOTの推進)

要約版 ver2

十勝更別村企画政策課

2018.8.23

更別村スマート産業イノベーション協議会

スマート産業推進のために更別行政は何ができるか？
(世界で急速に研究が進む中、研究フィールドと研究しやすい環境を提供する)

⇒結果、プロの集団を集め研究を急速に進め、農林水産業へ普及させる。

地方創生の取組みから更別に研究者や企業が集まってきた



東京大学 平藤教授 (農業情報学会人工知能部会長)
北海道大学 野口教授 (農業情報学会情報工学部会長)
帯広畜産大学 佐藤教授 (農業食料工学会理事)
酪農学園大学農食環境学群特任研究員 吉村様
農研機構育種グループ長 八田浩一様
農研機構大規模畑作研究領域長 村上則幸様
NTT docomoイノベーション統括部事業創出・投資担当部長 山田様
(株)ズコーシャ代表取締役 関本裕至 様
(株)AIRSTAGE (DJI) 代表取締役 久保 様
(株)農業情報設計社 CEO 濱田 様
十勝Fablab協議会 佐藤 様
十勝農業協同組合連合会調査役 前塚 様
更別森林組合総務課長 齊藤 様
岡田農場 岡田昌宏 様
更別村長 西山猛 (総括担当)

アドバイザー
北海道十勝総合振興局地方創生部長 橋本 様
富士通(株)北海道支社長 平 久乗 様



研究者、企業は実証実験をしたい

特区による研究拡大ができることを更別村に期待されている

1. 管制システム実証実験 (ドローン機体管理)
2. ドローン活用有害鳥獣駆除対策
3. ドローン活用による牛追い技術の確立
4. 大規模農業のドローンによる生産管理
5. ロボット無人トラクターによる公道走行
6. 林業ドローン開発による殺鼠剤散布
7. 林業ドローンセンシング技術確立
8. 水中ドローンによる検査点検の無人化

横展開事業

1. 検索機能への活用 (防災・福祉)
2. 管制システムと遠隔医療×物資輸送の連結化
3. ドローン教育の実施
4. 農業ドローンを災害用ドローンへシフト
5. 十勝スピードウェイを活用したドローンスポーツ

⇒研究と実証実験を加速させるために特区が必要

一次産業の活性化は勿論だが、研究者、開発者が集まる街づくりで活性化。

近未来技術等社会実装事業で実装 (H30~)

1. ロボットトラクター (無人) の実装
2. 農薬散布自動航行実証実験 (編隊飛行)
3. リモートセンシングと産業用ドローンの活用、大規模農場での生育状況等把握

各種取組の実施における規制

★法として必要な条件

国土交通省ドローン規制法（航空法）

『航空法第九章 無人航空機 第一百三十二条の二～三』

1. 目視外飛行

ドローンの自動運行システムを使用するので基本的には目視での確認はできない。

目視によることは、広大な土地を持つ北海道に適していない。

『国空航第684号、国空機第923号 無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領
飛行形態に応じた追加基準 5-4 目視外飛行を行う場合は～』

2. 夜間飛行

夜明け前の飛行や日が落ちてからの飛行もある。

『国空航第684号、国空機第923号 無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領
飛行形態に応じた追加基準 5-3 夜間飛行を行う場合は～』

3. 人又は物件から30m以上の距離が確保できない飛行

畑での実験では電柱などの物件から30m以内で飛行しないと歪になる。

『国空航第684号、国空機第923号 無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領
飛行形態に応じた追加基準 5-5 人又は物件から30m以上～』

4. 危険物の輸送

農薬は危険物であり、許可が必要であり、地域での実験ができない。

『国空航第684号、国空機第923号 無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領
飛行形態に応じた追加基準 5-7 危険物の輸送を行う場合には～』

5. 物件投下

たとえ水の散布でも物件の投下と認識されています。

『国空航第684号、国空機第923号 無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領
飛行形態に応じた追加基準 5-8 物件投下を行う場合には～』

6. 改造について

航空法で無人航空機の改造にたいする記述ないが、国土交通省東京航空局に申請するときには、社外品アプリケーションを使用する端末にインストールするだけでも改造とみなされる。

『国空航第684号、国空機第923号 無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領
申請書記載事項の確認 2-2-1 (5) 無人航空機の機能及び性能に関する事項』



機械操作に慣れていなければ
高度で、高齢者等には難しい



さらに

承認のために補助者が必要となり
補助者（保安員）は、技術が必要
・操縦者に無線で助言をし
・注意喚起をし・・・



結果

プレーヤーが育たない。
ドローンによって地域の労働力が
消耗していくことになる。
研究・実験・実装が進まない。

特殊技術の習得が必要
（オペレーター育成が必須）



農家の減少が止まらない地域
には、人材確保が難しい。



外国人労働者（技術習得者）
により推進体制整備したい。

総務省－電波法

1.研究用GHz帯の使用許可

2.4GHz帯、Wi-Fi等は一般利用が多く混信が多いため、専用帯域の利用がベスト。

- (1) 微弱電波を発信する検索機能をドローンで行いたい。
 - (2) 4Kデジタルデータ等での研究が進み、データ容量が大きい
 - (3) スマホをドローンに搭載し上空利用 (法上：陸上移動局)
- 次世代LTEの5Gとの研究強化が必須である。

⇒MtoMのデータ転送が必要。



研究用電波

農林水産省－空中散布等における無人航空機利用技術指導指針

－無人航空機飛行マニュアル

農林水産航空協会

1.都道府県協議会への報告

期間を持たせての許可が必要。

2.機体登録と改造についての緩和

機体規格と大きく外れる。

3.機体とオペレーターの距離制限

半径150m以内の飛行しか許可されないため、(大型農業への弊害)

4.使用農薬の制限解除

限られた農薬しか散布できない。

(北海道産業用無人航空機安全推進協議会)

1.計画6月末までに提出、2.事業報告を12月末提出 (窓口一本化ができないのか)



農薬取締法

「無人ヘリコプターによる散布」の登録のある農薬を使用しなければならない

ロボット無人トラクターに関連して

農林水産省の農業機械の自動走行に関する安全性確保ガイドラインでは、人が農場でロボット無人トラクターを見守ることが大前提である。警察庁の自動走行システムに関する公道実証実験のためのガイドラインでもテストドライバーが状態を監視していることがテストの条件となっている。



フェーズ

農地無人トラクターの普及

遠隔監視による無人トラクター作業

公道走行による無人トラクター作業

無人航空機における携帯電話等の利用の試験的導入の改正案では、携帯電話等事業者以外が免許申請できない



これでは

研究者がドローンでのスマホ利用ができない

電波の混信を防げない

農水協が

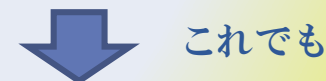
- ・ドローンの機体認定登録
 - ・指定教習施設を定め
 - ・オペレーターの技能認定
- をしている。

登録認定機関であれば、申請を受付ることができるようになった。また、改造機も国交省が許可を出すようになって、利便性が上がった。



緩和されたが

都道府県協議会への逐一報告
機体の規格の随時変更不可
150m制限 (緩和されたが)
農薬の制限 (研究が進まない)



これでも

実証テストでは、制限が強く
研究での弊害となる

準実用化に向けて、実際にトラクターを公道走行させる技術が確立、実証実験が必要である。

規制緩和されても残る問題1

規制緩和部分

国土交通省—ドローン規制法（航空法）

『航空法第九章 無人航空機第百三十二条の二～』

1. 目視外飛行

更別村の一戸当たりの面積は約50ha（1km×0.5km四方）農家1戸のリモートセンシング、農薬散布では、目視外になる。山林への殺鼠剤散布も目視外。

2. 夜間飛行

風の安定した早朝から農薬散布をするため夜間飛行となる

3. 人又は物件から30m以上の距離が確保できない飛行

畑や山林には電柱、倉庫、道路があり車も通る。散布できない場所ができる。

4. 危険物の輸送

農薬、殺鼠剤は危険物です。

5. 物件投下

水、農薬等、物件投下です



農林水産省

空中散布等における無人航空機利用技術指導指針

1. ドローンではオペレーターから半径150m以内の飛行しか許可が下りていない。

2. 限られた空中散布用農薬しか散布できない。

3. 農水協との散布量の違い。

農薬取締法

1. 「無人ヘリコプターによる散布」の登録のある農薬を使用しなければならない

2. 家庭で家ねずみを駆除する目的のものは薬事法で、農地で野ねずみを駆除目的のものは農薬取締法で管理

要件を満たせば許可されるが

問題点

許可要件で最大のネックは、目視外飛行、夜間飛行などの申請項目によって安全対策の体制

（補助員1名以上配置など）を敷く必要の部分。

これでは、研究においてドローンのための人的確保が難しく、さらに実装に向けて、農林家が家族を補助者にしては、労働力の削減もできず面倒で普及していかない。このため研究者は安全確保の実証実験を行っている。

広大な土地での試験を進めるため非効率。

既存で使用している農薬での散布テストが難しい。陸上散布登録のみではドローンが普及されない。

農薬実証テストされず遅れが生じる悪循環が生じてしまう。

。林業用殺鼠剤の散布もできない。

特区による解決しかない

十勝更別村は、農林業IoT研究のスピードを加速させ、そして、民間事業者の商業化スピードについていくことで地域の産業活性化に繋げていきたい。

既存農家の将来への不安を取り除くこと、やる気のある農家への支援のために特区を申請し、スマート一次産業の普及拡大を狙う。

規制緩和されても残る問題2

規制緩和部分（許可されるが）

ロボット無人トラクターに関して

農林水産省のガイドラインでは、人が農場でロボット無人トラクターを見守ることが大前提である。さらに、警察庁ガイドラインでもテストドライバーが状態を監視していることがテストの条件となっている。

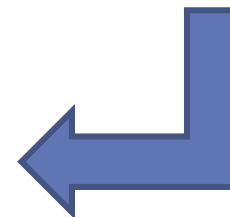


問題点

現在はテストを前提としている。安全確保の要件をどこまで求めることが必要か？トラクターを目視している状態での運用テストをいつまで繰り返すのか？を決めている段階。準実用化に向けて、実際にトラクターを公道走行させることが必要な時であり、Society 5.0実現のためには、やる気のある企業へフィールドを用意しなければいけない。

十勝は、ロボット無人トラクターの実証実験に適している。広大な土地があり、四季がはっきりしており路面状況に対応した実証実験ができる。積雪対応の実証実験が必要である。農業機械は除雪作業にも使われており、研究が期待されている。

本村は、人口（3,000人）が密集していないため、安全性の確保が容易である。日本一の農業の村であるため住民のコンセンサス、協力農家も沢山いる。自動運転なのか無人走行なのか？トラクターは無人でなければ労働者確保に苦慮する過疎地域の問題解決とならない。



ロボット無人トラクターに関連して

農林水産省の農業機械の自動走行に関する安全性確保ガイドラインでは、人が農場でロボット無人トラクターを見守ることが大前提である。圃場での使用が大前提である。さらに、警察庁の自動走行システムに関する公道実証実験のためのガイドラインでもテストドライバーが状態を監視していることがテストの条件となっている。

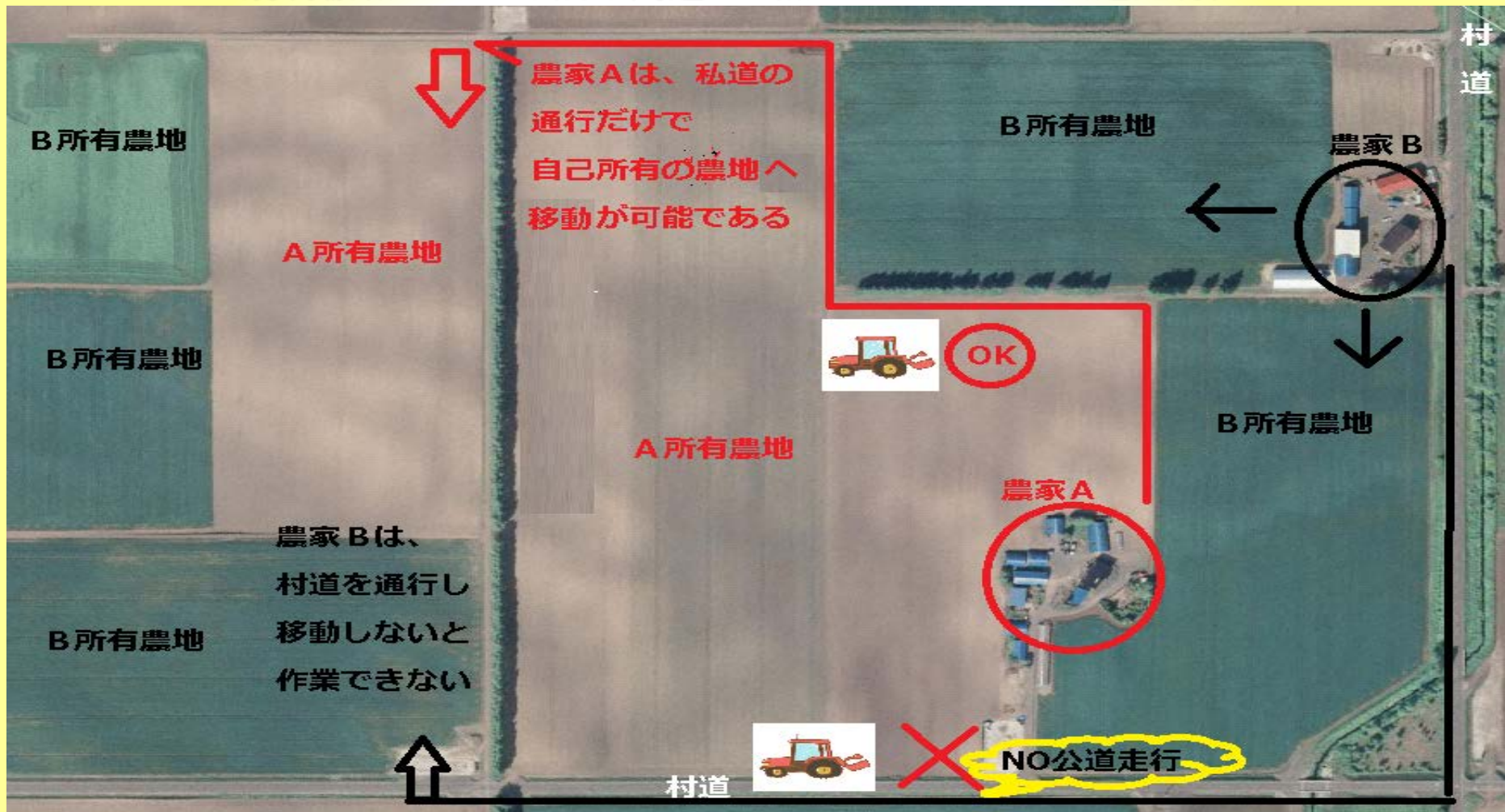
近未来技術等社会実装事業について

ロボットトラクターの無人走行では、遠隔監視による作業までを想定に入れている。



国家戦略特区でしか、ロボットトラクターの公道走行は実現できない。

規制緩和されても残る問題2 (無人トラクター公道走行)

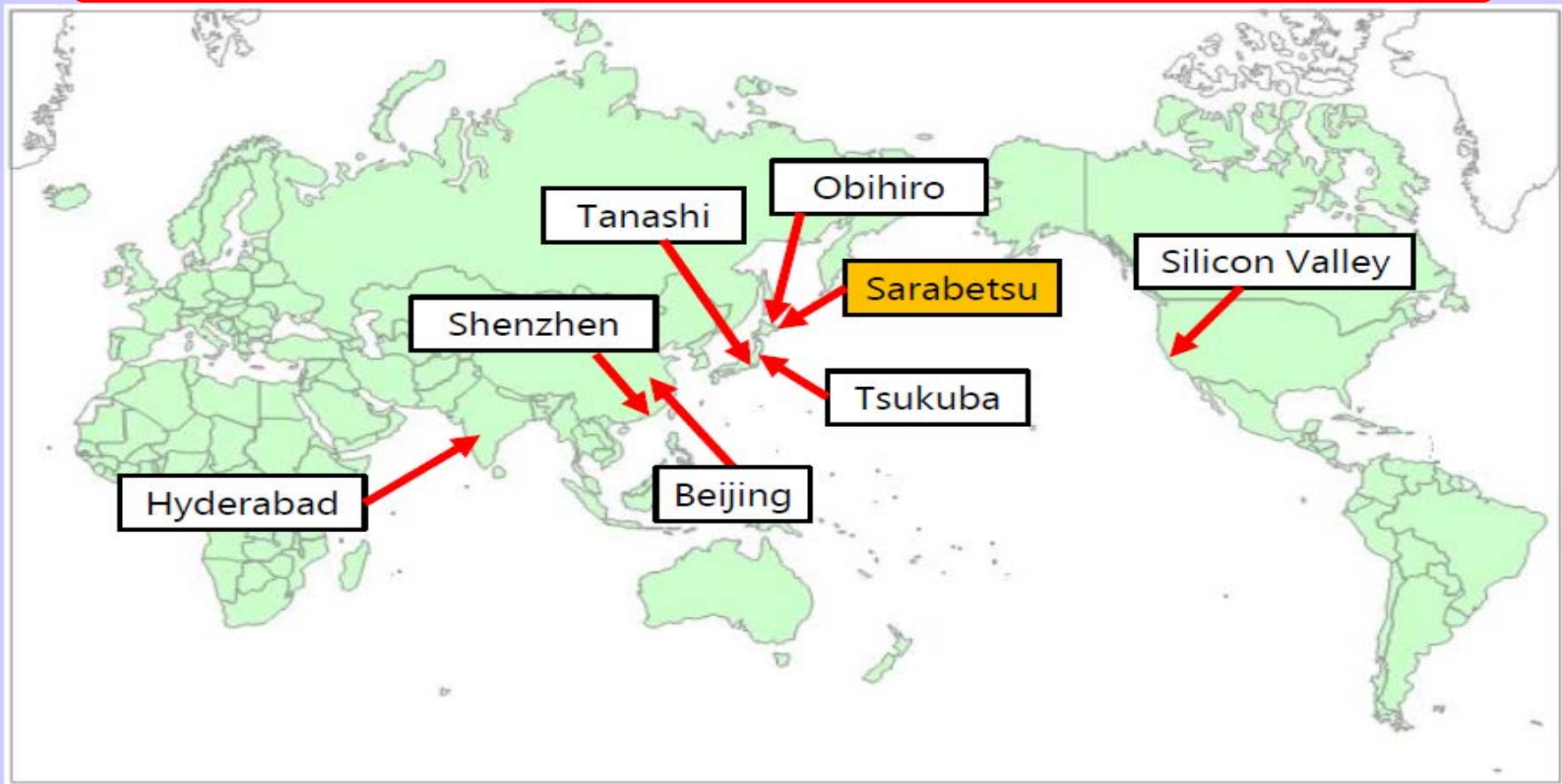


十勝は、ロボット無人トラクターの公道走行実験に適している。広大な土地があり、四季がはっきりしており路面状況に対応した実証実験ができる。人口が密集していないため、安全性の確保が容易である。自動運転なのか無人走行なのか？トラクターは無人でなければ労働者確保に苦慮する過疎地域の問題解決とならない。

特区による解決

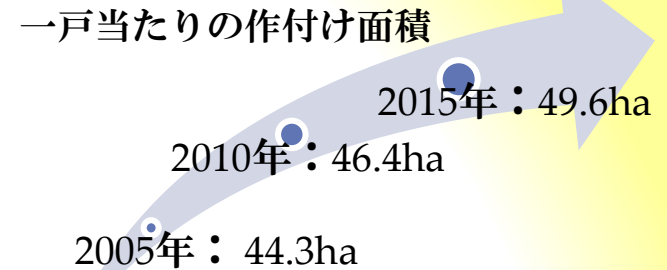
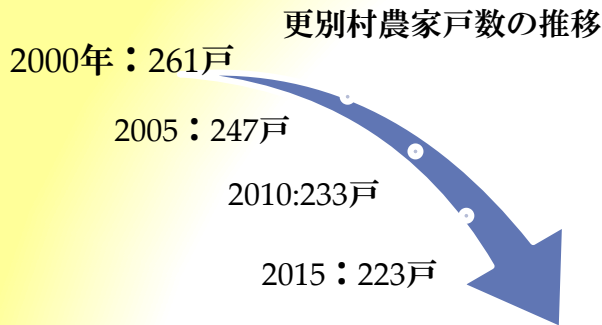
ビジネスと研究 (JST CREST, SICORP) の拠点

研究者、企業が集まり、人と資金が集約され地域が活性化する。



特区事業として、村が全責任を持ち物損・人身事故の補償を行います。

国家戦略特区と農業支援外国人受入事業



更別村の農業は大規模化し日本を代表する大型農業経営となり、ICT活用、担い手対策が急務



特区認定で実施可能となる



最先端技術の実践導入のためには、担い手不足となっている生産者の負担軽減を図らなければ加速できない。
外国人によるマンパワーとイノベーションの相乗効果によって促進する。

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（外国人技能実習）の活用

- 国家戦略特区認定区域外の市町村は、外国人技能実習制度の活用
- 実習制度は、受入枠の制限が付く（実習生の家族での受入不可）
- 受入農家の健康保険の実態と合わせた加入になっていない。（農家・農協）

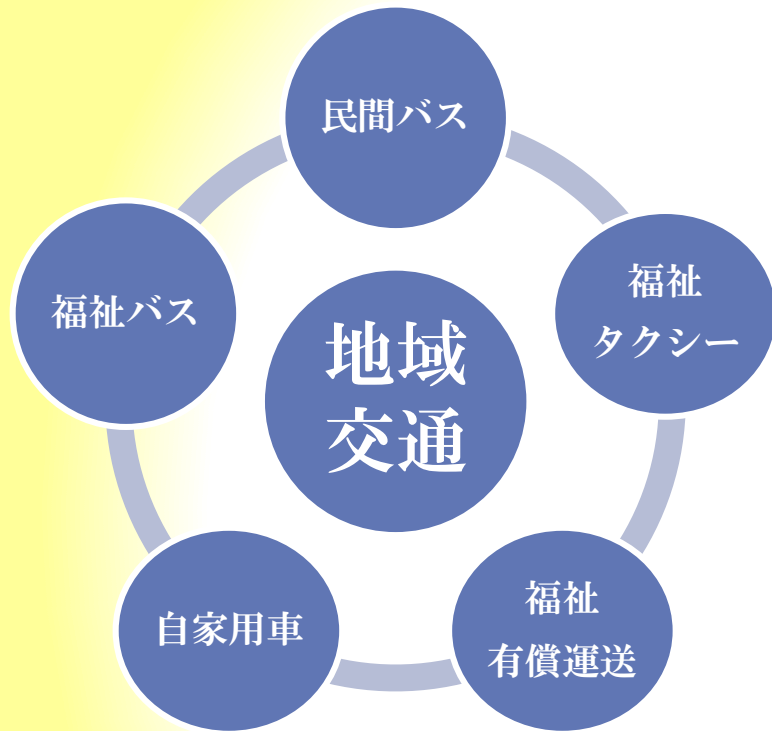
外国人技能実習制度は、運用上のハードルが高い。

特区による解決

- 建設業、商業、福祉、介護等の担い手確保が今後必要となる。

更別村の地域交通確保

更別村での移動手段



- ・民間バス（赤字路線で1路線）**村外へ**
- ・福祉バスは、4路線（公共で補填、地域内バス）
- ・福祉タクシー（地域通貨事業）**村外病院等へ**
- ・福祉有償運送（障がい者、高齢者）

地域通貨事業で行っている福祉タクシーでは、地域通貨であっても、ガソリン代のみをいただいている。赤字事業となってしまうが、地域交通確保のためには継続していくしかない。人件費や車両維持費を補填する程度の料金設定が必要である。

⇒任意の地域通貨により料金設定ができない。料金設定は道路運送法違反となるためできない。（H28：43件、H29：113件）

道路運送法第4条、第96条

- ・一般旅客自動車運送事業を営もうとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければいけない。となっているが、利益の出ない過疎地域ではタクシー事業が根付かない。

特区による解決

過疎地の高齢者のために白タク規制緩和